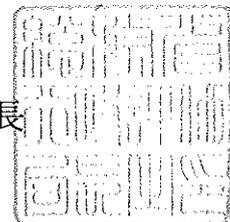


総評政第 14 号  
平成 23 年 4 月 27 日

法務省大臣官房長 殿

総務省行政評価局長



平成 23 年度における政策評価の実施について

平成 23 年度の政策評価の実施に当たっては、東日本大震災への対応に政府一丸となって取り組んでいる現状に鑑み、政策評価の実施が困難な施策については実施計画を変更し評価対象から外すなど、各行政機関においては、震災対応に支障が生じないよう、適切な対応に努められたい。

また、これまで検討・協議を進めてきた「目標管理型の政策評価」(注)の改善方策については、現下の各行政機関の状況等に鑑み、平成 23 年度においては別紙のとおり試行的取組として行うこととする。

(注)「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。



## 目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組について

目標管理型の政策評価については、各行政機関における政策体系及び政策のミッションの明確化、P D C Aサイクルを通じたマネジメントの向上及び国民に対する説明責任の徹底に資するため、「政策評価の実施に関するガイドライン」(平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。)等の趣旨を踏まえ、その改善方策の検討・協議を進めてきたところである。平成23年度においては、現下の各行政機関の状況等に鑑み、試行的取組として、下記により目標管理型の政策評価を実施されたい。

### 記

#### 1 基本的考え方

##### (1) 目標管理型の政策評価に係る特質と課題

目標管理型の政策評価は、本来、各行政機関における施策(ガイドラインという政策体系における単位である「施策」をいう。以下同じ。)レベルの政策全般をカバーして政策の目的、目標、達成手段等から成る政策体系を明確化した上で、事後に達成状況を確認して当初の想定を検証することで、多様な行政分野においてP D C Aサイクルを通じたマネジメントの向上、説明責任の徹底に資することのできる特質を有している。このため、各行政機関において、主要な行政目的に係る政策を評価する手法として広く用いられている。

他方、現状における運用については、

- ・ 焦点が絞りきれず、重要な情報も埋没しがちではないか
  - ・ 府省や施策ごとの特性に応じた多様な評価が発展した結果、評価内容・スタイルが過度に区々となり、政府全体の俯瞰や府省横断的な施策への活用が困難ではないか
  - ・ 施策の達成手段やそのコストについての情報が不十分ではないか
- 等の課題も認められるところである。

## (2) 改善の方向性

上述の課題に対応するため、目標管理型の政策評価について、メリハリのある分かりやすい政策評価を推進するとともに、いわゆる「事務事業」レベルまで含めた政策の体系化、一覧性を確保すること等により、政務三役等の各行政機関の幹部職員によるマネジメントにおいて積極的に活用され、政府のPDCAサイクルを適切に機能させていく基盤となり得るものへと改めていくことが必要である。

## 2 評価の前提となる事前分析の実施

### (1) 趣旨

目標管理型の政策評価においては、目的、目標（指標）、それらの達成手段及び各手段がいかに目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定が明確でなければ、事後において当該想定を検証し、政策の改善に反映させていくことが困難となる。逆に、事前の想定が明確であれば、当該想定を検証する事後の評価の簡素合理化を図っていくことも可能となり得る。

また、評価対象となる施策レベルの政策について、上記のような事前の想定、要するコスト（予算・決算情報）等を分かりやすく一覧性のある形であらかじめ整理・公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、政務三役等によるマネジメントの強化、外部検証の促進等に有効と考えられる。

このため、目標等の設定段階における事前分析の充実と一覧性・統一性の確保を図るため、各行政機関において、別紙1の様式を基本として、評価対象となる施策レベルの政策ごとに事前分析表を作成するものとする。

ただし、行政機関により政策評価の対象となる施策の特性や予算の構成等に相違があることを踏まえ、提示した様式の要素を盛り込んだ上で、評価を分かりやすく使いやすいものとするための各行政機関の工夫として同様式の修正（カスタマイズ）を行うことは、今般の取組の趣旨にかなうものとする。

### (2) 事前分析表の作成対象

事前分析表の作成対象は、平成23年度以降に実施する施策であって、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第2項第6号に定める「事後評価の対象としようとする政策」に係る評価のうち

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の別紙に定める実績評価方式による評価又はあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む事後評価を実施する全ての施策とする。ただし、東日本大震災への対応により困難であるなど特段の事情がある施策については、作成しないことができるものとする。

### (3) 実施手順

平成 23 年度実施施策に係る事前分析表は、遅くとも 23 年 11 月中を目途に作成した上で、原則として公表し、総務省行政評価局に送付する。

## 3 標準様式の導入による評価書の簡素合理化、統一性・一覧性確保と評価書の活用

### (1) 趣旨

目標管理型の政策評価に係る評価書（以下「評価書」という。）について、政務三役等の各行政機関の幹部職員によるマネジメントにおいて積極的に活用され得るような、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、統一的な標準様式を導入する。これにより、各行政機関間の統一性、政府全体の一覧性の確保と重要な情報の焦点を絞った提示を図ることとする。このため、各行政機関は、別紙 2 の様式を基本として、評価対象となる施策レベルの政策ごとに評価書を作成するものとする。

ただし、行政機関により政策評価の対象となる施策の特性や予算の構成等に相違があることを踏まえ、新たな標準様式の要素を盛り込んだ上で、評価を分かりやすく使いやすいものとするための各行政機関の工夫として同様式の修正（カスタマイズ）を行うことは、今般の取組の趣旨にかなうものとする。

平成 22 年度実施施策に係る評価書について標準様式又は同様式を修正（カスタマイズ）したものをを用いることが難しい場合、標準様式と同様の要素が盛り込まれているものであれば、従来の評価書を用いることができるものとする。

### (2) 標準様式の適用対象

標準様式は、平成 22 年度に実施した施策に係る目標管理型の政策評価を適用対象とする。ただし、東日本大震災への対応により困難であるなど特段

の事情がある施策については、適用しないことができるものとする。

### (3) 実施手順

評価対象施策の改善・見直し等に資するため、評価書の積極的な活用を図る。例えば、評価書又は評価書の案について、予算要求等に係る政務三役等の各行政機関の幹部職員による検討の場に参考資料として提出するなどの対応が考えられる。

評価書については、原則として8月末を目途に作成、公表し、総務省行政評価局に送付するものとする。

その際、基本方針I 9(2)にいう窓口において、当該評価書に関する外部からの意見・要望を受け付け、寄せられた意見・要望については関係する部局等で適切に活用するものとする。

## 4 メリハリのある評価の推進

各行政機関は、あらかじめ設定した目標等の達成度に関して毎年度実績の測定を行い、一定期間経過後に総括的な評価を行うなど（ガイドライン2(2)⑧参照）、業務量・緊急性等を勘案した対応等により、評価作業の効率化に努めるものとする。

上記の実績の測定（以下「モニタリング」という。）を行う場合において、各行政機関は、別紙2の様式を基本として、モニタリングの対象となる施策ごとに、原則として8月末を目途に評価書（モニタリング版）を作成、公表し、総務省行政評価局に送付するものとする。

## 5 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保について

### (1) 政策評価における行政事業レビューの情報の活用

各行政機関は、目標管理型の政策評価の実施に当たって、評価対象となる施策を構成する事務事業に係る情報を把握するため、行政事業レビューの情報を適切に活用するものとする。

### (2) 政策評価と行政事業レビューの整合性確保

各行政機関は、政策評価結果の予算要求等の政策の企画立案作業への的確な反映を図るため、施策と当該施策を構成する事務事業に係る行政事業レビューの対象事業との対応関係を別紙3を参考に毎年適切な時期に整理するなどにより、政策評価と行政事業レビューとの整合性に留意するものとする。

(3) 関係部局間の連携等

各行政機関は、政策体系や費用の明確化等に資するよう、評価対象となる施策を構成する事務事業に係る行政事業レビューの情報や、政策評価の結果に関する情報の共有を図るなど、政策評価担当組織と予算等の取りまとめ部局との連携を確保するものとする。

なお、5(1)～(3)に掲げた取組については、行政刷新会議における行政事業レビューに係る実施状況等を踏まえて対応する。

6 目標管理型の政策評価の簡素合理化等を踏まえた取組

各行政機関は、目標管理型の政策評価の簡素合理化等を踏まえ、施策レベルの政策のうち目標が達成されない、指標に想定外の変動が見られるなど問題が見出されたものに関し、個々の政策手段についての掘り下げた分析・検証の実施等、積極的に政策評価に取り組むよう努めるものとする。

7 平成23年度の実施状況を踏まえた検討

平成24年度以降の取組については、23年度の試行的取組の実施状況、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、検討する。



目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式（素案）

別紙2

(〇〇省22-①)

施策名								
施策の概要								
達成すべき目標								
施策の予算額・執行額等	区分	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)						
		補正予算(b)						
		繰越し等(c)						
		合計(a+b+c)						
執行額(千円)								
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(抜粋)			

測定指標	指標A	基準値	実績値					目標値
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	年度ごとの目標値							
	指標B	基準値	実績値					目標値
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	年度ごとの目標値							
	指標C	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度	〇年度
	年度ごとの目標							

施策に関する評価結果	目標の達成状況	
	目標期間終了時点の総括	

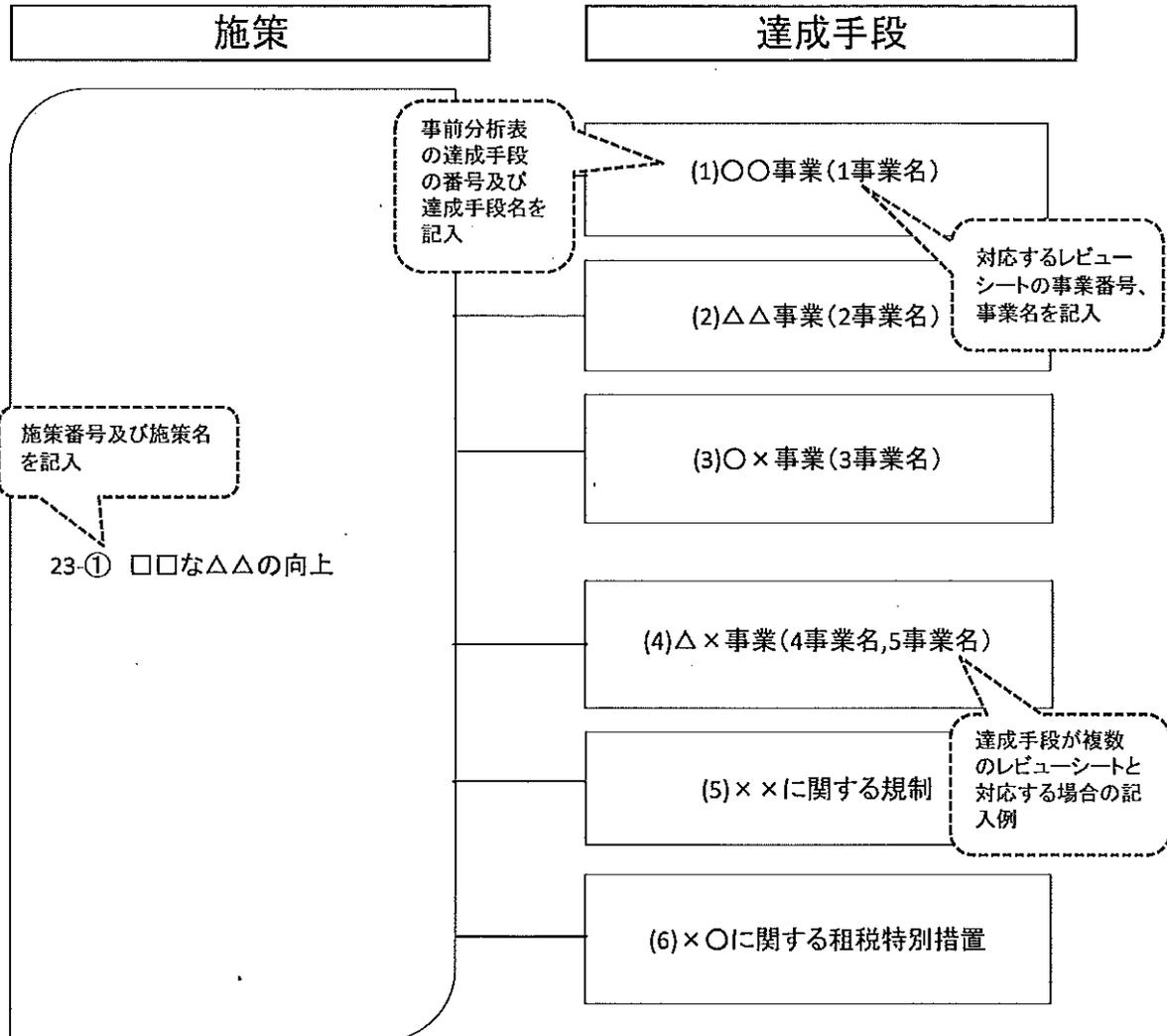
学識経験を有する者の知見の活用	
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	作成責任者名 (※任意記載)	政策評価実施時期
-------	-------------------	----------

## 【施策と達成手段の整理表(作成例)】

〇〇省(23-①関係)



## 【作成要領】(参考)

- ①ひとつの施策ごとにひとつの整理表を作成し、右上に事前分析表に記載している府省名及び施策番号を記載する。
- ②施策と達成手段の対応関係が明確になるような適切な形式で作成する(ツリー形式、表形式等形式は問わない。)
- ③達成手段のうち予算事業については、対応する行政事業レビューの事業番号及び事業名を括弧書きで併記する。
- ④達成手段名の記入に併せ、事前分析表において記載している事業番号を括弧書きで記入する。
- ⑤達成手段について測定指標に関連付ける形で作成することも考えられる。